

「残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約」とは

○POPs(Persistent Organic Pollutants; 難分解性、高蓄積性、長距離移動性、毒性・生態毒性を有する化学物質)について、地球的規模の汚染を防止するため、国際的に廃絶・削減していく

- ① 製造・使用の原則禁止(PCB、クロルデンなど9物質)
- ② 製造・使用の制限(DDT:マラリア対策用のみ暫定的に使用可)
- ③ 非意図的生成物質(ダイオキシン等)の排出の削減
- ④ POPsを含む廃棄物・ストックパイル(在庫)の適正処理

等について、各国が実施計画を策定して実行

- ・ その他、情報交換、モニタリング、途上国への支援など
- ・ 規制対象物質は当初12物質、その後適宜追加